

機密保持契約書

_____ (以下「甲」という。)と株式会社エスケー (以下「乙」という。)とは、相互に開示される機密情報の取扱いに関して、次のとおり機密保持契約を締結する。

第1条 (目的)

甲及び乙は、甲乙間の取引が相互の信頼に基づくものであることを認識し、本契約に定められた各条項を信義に則り誠実に履行し、もって甲乙者間の機密保持に努め公正な取引関係を維持することを目的とする。

第2条 (定義)

本契約書において機密情報とは次の各号の事項を言う。

(1) 甲および乙が、相手方から知り得た技術上並びに一切の情報 (サンプル、知識、アイデア、構想も含む。以下同じ) および資料。

(2) 乙が甲から知り得た本業務に関する有形無形の技術上および業務上一切の情報。

(3) 乙が甲から提供又は貸与された前号の情報に関する文書、写真、テープ、ビデオ、図面およびサンプルを含む物品。

第3条 (制限)

甲および乙は相手方から知り得た機密情報を相手方の事前の書面による同意なしに第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号の一に該当する情報については本契約書の機密情報として取扱わないものとする。

(1) 開示を受ける前に既に公知であったもの。

(2) 開示を受ける前に既に自ら保有したことを証明できるもの。

(3) 開示後、非開示者の責によらないでその後公知となったもの。

(4) 機密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。

(5) 開示者の機密情報と関わりなく自らが独自に開発したことを証明できるもの。

第4条 (複写、複製の禁止)

甲及び乙は、相手方から開示された機密情報を、相手方の書面による事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。複写又は複製が必要な場合には、甲及び乙は相手方に、その旨を申し入れ、相手方から受領するか又は相手方の同意を得て複写もしくは複製するものとし、複写物及び複製物も同様に扱う。

第5条 (機密情報の返却、廃棄)

甲及び乙は、本契約が満了若しくは終了した場合、又は契約期間中において相手方から書面による要求があった場合は、原則として、相手方から開示された有形の機密情報及び複写、複製の全てを、遅滞無く返却するものとし、相手方が認める場合は、廃棄処分を行い、廃棄日、廃棄物、廃棄方法を書面で通知することにより返却に替えることが出来るものとする。但し、相手方が返却や廃棄の必要がないと認めるものについては、この限りでない。

第6条 (契約の追加、変更)

本契約の追加または変更事項は、書面に記載のうえ、甲及び乙が記名捺印しなければ効力を生じない。

第7条 (損害賠償)

乙が、本契約に重大な違反をしたことによって、甲が損害を被った場合、甲は、その損害の賠償を請求できるものとする。

第8条 (協議事項)

本契約書に定めのない事項、ならびに本契約書の各条項につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

第9条 (有効期間)

本契約書の有効期間は、契約書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から意思表示が無い場合は、本契約と同一条件でさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通をそれぞれ保有するものとする。

契約締結日 年 月 日

甲 会社名

乙 会社名

所在地

所在地

代表者氏名

代表者氏名